

手数料返戻金制度について

手数料返戻金制度は、当社の職業紹介により入社した求職者について、自己都合による退職、または本人の責めに基づく解雇により雇用契約を早期に終了した場合、受領した紹介手数料から、次に定める金額を求人者（紹介手数料支払者）に返還する制度です。

1 入社後 1 ヶ月以内に離職の場合： 30 %以内の金額

2. 入社後 2 ヶ月以内に離職の場合： 10 %以内の金額

但し、雇用事業所の責に帰すべき事由による解雇又は退職、採用決定者の死亡、天災事変等の不測の事態による場合には、当該返還義務を負わないものとします。

株式会社ウィルウェル

許可番号 23-ユ-303011